

# 第32期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

---

2023年5月26日（金曜日）午前10時  
（受付開始 午前9時）

## 場 所

---

札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル8階 A会議室

## 目 次

第32期定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
計算書類	19
監査報告	30

証券コード 3977

2023年5月11日

(電子提供措置の開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

札幌市中央区北四条西四丁目1番地

**フュージョン株式会社**

代表取締役社長 佐々木 卓 也

### **第32期定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第32期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の各ウェブサイト「第32期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.fusion.co.jp/ir/stock/#kabunushisoukai>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/3977/teiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、札幌証券取引所（札幌証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

札幌証券取引所ウェブサイト（上場会社関係サイト 上場会社一覧ページ）  
<https://www.sse.or.jp/listing/list>



（上記の札幌証ウェブサイトへアクセスいただき、上場会社一覧ページのフュージョン株式会社を検索し、提出書類一覧の株主総会招集通知等の招集通知よりご確認ください。）

なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りいたします。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

- 記
1. 日時 2023年5月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場所 札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル 8階 A会議室  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項  
報告事項 第32期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告及び計算書類  
報告の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする株主総会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

また、本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日時点での感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

# 事業報告

( 2022年3月1日から  
2023年2月28日まで )

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも徐々に経済社会活動の制限が緩和され、景気は緩やかに持ち直しの動きが見られました。しかしながら、ロシア・ウクライナ情勢の長期化によるエネルギー資源・原材料価格の高騰や急速な円安に伴う物価上昇が個人消費や消費行動へ与える影響懸念などにより、依然として先行き不透明な状況が続いております。

2020年に発生した新型コロナウイルス感染症は世界で猛威を振るい、コロナ禍での消費者購買行動が大きく変化しました。外出自粛などに伴いEC（電子商取引）の利用者が急増し、顧客一人ひとりのニーズに応えるためのデータ分析やプロモーションがますます重要になっていきます。こうした状況は、ダイレクトマーケティングがマーケティングそのものに変化してきたことを意味します。当社は長年「戦略と戦術の両方をサポートし、企業と生活者との距離を縮めるトップダイレクトマーケティングエージェンシーの実現」を経営理念として掲げ、クライアント企業のマーケティング活動を支援してまいりましたが、市場の変化に対応すべく、2022年3月より経営理念を「マーケティングカンパニー」とし、各種コーポレートアイデンティティ（CI）を変更いたしました。

CRM支援、サービス運営支援、教育支援の3つの区分に属するサービス群の再構築や再定義を進め、データ・テクノロジー・クリエイティブを融合し、クライアント企業の抱える課題や複雑化・高度化するマーケティング要件に対応することで、これまで以上に意味のある顧客体験を生み出してまいります。なお、この度の企業理念変更と併せ、ビジュアルアイデンティティ（VI）も刷新しております。

こうした環境の中、2022年3月18日には日本郵便株式会社主催の全日本DM大賞において、当社は金賞受賞作2つを含む計8作品で受賞いたしました。5年連続の金賞受賞、15年連続で同アワードでの受賞を果たしたこととなります。今般の受賞により、withコロナ時代だからこそ緻密な顧客コミュニケーションを実施したいという引き合いが増加しています。当社の実績が、これまで得意としてきた流通小売業界のみならず、BtoB型の法人サービス業等の新たなクライアント企業群にも認知が進んでいることから、売上高の増加に繋がりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は1,455,568千円（前事業年度比3.8%増）、営業利益は54,959千円（前事業年度比102.1%増）、経常利益は56,246千円（前事業年度比35.5%増）、当期純利益は44,333千円（前事業年度比30.8%増）となりました。

② **設備投資の状況**

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況**

該当事項はありません。

⑤ **他の会社の事業の譲受けの状況**

該当事項はありません。

⑥ **吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当事項はありません。

⑦ **他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況**

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分               | 第29期<br>2020年2月期 | 第30期<br>2021年2月期 | 第31期<br>2022年2月期 | 第32期<br>当事業年度<br>2023年2月期 |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|
| 売上高(千円)           | 1,324,830        | 1,242,218        | 1,402,554        | 1,455,568                 |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円) | 32,918           | △387             | 41,506           | 56,246                    |
| 当期純利益(千円)         | 14,904           | 2,763            | 33,881           | 44,333                    |
| 1株当たり当期純利益(円)     | 20.70            | 3.84             | 47.06            | 61.57                     |
| 総資産(千円)           | 629,711          | 628,945          | 616,867          | 641,618                   |
| 純資産(千円)           | 242,834          | 247,583          | 281,819          | 326,045                   |
| 1株当たり純資産額(円)      | 337.27           | 343.87           | 385.26           | 446.84                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (4) 対処すべき課題

### ① 自社サービスの強化及び新業界開拓

当社の得意業界である小売・メーカー・通販業界の既存クライアント企業との取引拡大及び新規クライアント企業獲得のためには、顧客行動データ分析に基づき実施するマーケティング活動である「顧客マーケティング」に関するトータル支援を提供する必要があります。

このため、データ駆動型社会におけるマーケティング支援ニーズに適応し、既存クライアント企業へのクロスセル商材、新規クライアント企業へのソリューションなどを充実させ、提供価値拡大を図ってまいります。

また、当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある新業界へ進出することが必要であると考えております。

このため、顧客行動マーケティングの自社ナレッジを新業界に転用し、コストベネフィットを意識したうえで、新業界進出への投資活動を積極的に展開してまいります。

## ② プロジェクト管理

業容拡大に伴い、案件単位において受注単価増大及び長期化の傾向があり、業務推進体制がより複雑化しております。このような状況のもと、プロジェクトごとの進捗状況や作業工数を正確にリアルタイムで把握できるシステムを既に導入しておりますが、今後はより一層工程管理を強化し、コスト削減、業務効率化に取り組んでまいります。

## ③ 情報管理体制の強化

当社は、情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格である「ISO/IEC 27001：2013」（ISMS）及び日本国内規格である「JIS Q 27001：2014」の認証を取得しており、また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しております。機密情報（個人情報等を含む）について、従来より社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備を行っておりますが、今後も引き続き情報管理の徹底及び体制の強化を図ってまいります。

## ④ 人材の確保と育成

当社は、今後の規模の拡大及び成長のためには、優秀な人材の確保と継続的な人材育成が経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、積極的な人材採用活動とともに、従業員の能力向上のための研修を実施していく等、人材の育成に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（2023年2月28日現在）

| 事業         | 主要な商品又は役務                               |
|------------|-----------------------------------------|
| C R M 支援分野 | コンサルティング、アナリティクス、クリエイティブ、テクノロジー、オペレーション |
| サービス支援分野   | POSデータ開示、EC                             |
| 教育支援分野     | eラーニングサービス、セミナー                         |

**(6) 主要な事業所** (2023年2月28日現在)

| 名 称         | 所 在 地                     |
|-------------|---------------------------|
| 本 社         | 札幌市中央区北四条西四丁目1番地          |
| 東 京 オ フ ィ ス | 東京都千代田区麴町2丁目4番 麴町鶴屋八幡ビル7F |
| 福 岡 オ フ ィ ス | 福岡市中央区天神1丁目4-1 西日本新聞会館16F |

**(7) 使用人の状況** (2023年2月28日現在)

| 使 用 人 数  | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|----------|-----------|---------|-------------|
| 71 (4) 名 | 6名増 (-)   | 39.2歳   | 5.6年        |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー等)は、( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2023年2月28日現在)

| 借 入 先                 | 借 入 残 高 (千円) |
|-----------------------|--------------|
| 株 式 会 社 北 洋 銀 行       | 31,612       |
| 株 式 会 社 北 海 道 銀 行     | 31,120       |
| 株 式 会 社 り そ な 銀 行     | 23,344       |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 8,350        |

**(9) その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況 (2023年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 720,000株  
 (3) 株主数 296名  
 (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名         | 持 株 数   | 持 株 比 率 (%) |
|---------------|---------|-------------|
| 花 井 秀 勝       | 113,800 | 15.81       |
| 花 井 優 樹       | 109,000 | 15.14       |
| プ ロ グ レ ス (株) | 80,000  | 11.11       |
| 凸 版 印 刷 (株)   | 71,900  | 9.99        |
| 佐 々 木 卓 也     | 65,800  | 9.14        |
| (株) S B I 証 券 | 48,000  | 6.67        |
| 重 村 尚 史       | 36,000  | 5.00        |
| 花 井 智 子       | 26,100  | 3.63        |
| フュージョン従業員持株会  | 16,600  | 2.31        |
| 花 井 由 香       | 12,000  | 1.67        |

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   |                                                                                           |                            |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
|                        |                   | 第1回新株予約権                                                                                  |                            |
| 発行決議日                  |                   | 2019年4月5日                                                                                 |                            |
| 新株予約権の数                |                   | 54個                                                                                       |                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式                                                                                      | 5,400株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                                                                       |                            |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個当たり98,000円<br>(1株当たり980円)                                                          |                            |
| 権利行使期間                 |                   | 2021年4月23日から2026年4月22日まで                                                                  |                            |
| 行使の条件                  |                   | 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」で定めるところによる。 |                            |
| 役員<br>の<br>保有<br>状況    | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数                                                                                   | 46個                        |
|                        |                   | 目的となる株式数                                                                                  | 4,600株                     |
|                        |                   | 保有者数                                                                                      | 4名                         |
|                        | 社外取締役             | 新株予約権の数                                                                                   | 10個                        |
|                        |                   | 目的となる株式数                                                                                  | 1,000株                     |
|                        |                   | 保有者数                                                                                      | 1名                         |

(注) 上記のうち、取締役2名に付与している新株予約権は、取締役就任前の使用人として在籍中に付与されたものであります。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2023年2月28日現在)

| 地 位     | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                             |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長 | 花井秀勝  |                                                                                                                                          |
| 代表取締役社長 | 佐々木卓也 |                                                                                                                                          |
| 専務取締役   | 安田真   | コーポレート部門担当<br>株式会社調和技研社外取締役                                                                                                              |
| 常務取締役   | 木村達夫  | ビジネス部門担当                                                                                                                                 |
| 取締役     | 花井優樹  | ビジネス部門アカウントリレーション<br>グループ担当                                                                                                              |
| 取締役     | 川村秀憲  | 北海道大学大学院情報科学研究科教授<br>株式会社調和技研社外取締役<br>株式会社Aill社外取締役<br>株式会社インターパーク社外取締役                                                                  |
| 常勤監査役   | 岡島敬   |                                                                                                                                          |
| 監査役     | 吉田周史  | 吉田周史公認会計士事務所所長<br>株式会社CEホールディングス取締役<br>監査等委員<br>北雄ラッキー株式会社社外取締役<br>株式会社ホープ監査役                                                            |
| 監査役     | 長谷川正和 | 長谷川正和税理士事務所所長<br>株式会社オペレーション代表取締役<br>株式会社イノベーション取締役監査等<br>委員<br>株式会社ハピネス・アンド・ディ取締役<br>監査等委員<br>株式会社調和技研社外監査役<br>株式会社水上会計プラスサポート社外<br>取締役 |

- (注) 1. 取締役川村秀憲氏は、社外取締役であります。
2. 監査役吉田周史氏及び監査役長谷川正和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役吉田周史氏は公認会計士の資格を有し、また、監査役長谷川正和氏は税理士の資格を有しており、両名とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

### (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の役員としており、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事項があります。

### (5) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                      | 員 数        | 報 酬 等 の 額             |
|--------------------------|------------|-----------------------|
| 取 締 役<br>(う ち 社 外 取 締 役) | 6名<br>(1名) | 61,050千円<br>(1,800千円) |
| 監 査 役<br>(う ち 社 外 監 査 役) | 3名<br>(2名) | 8,400千円<br>(3,600千円)  |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員)     | 9名<br>(3名) | 69,450千円<br>(5,400千円) |

#### ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は2016年8月8日開催の臨時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役1名）です。

監査役の報酬限度額は2013年11月25日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役川村秀憲氏は、北海道大学大学院情報科学研究科教授、株式会社調和技研社外取締役、株式会社Aill社外取締役及び株式会社インターパーク社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役吉田周史氏は、吉田周史公認会計士事務所所長、株式会社C E ホールディングス取締役監査等委員、北雄ラッキー株式会社社外取締役及び株式会社ホープ監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- 監査役長谷川正和氏は、長谷川正和税理士事務所所長、株式会社オペレーション代表取締役、株式会社イノベーション取締役監査等委員、株式会社ハピネス・アンド・ディ取締役監査等委員、株式会社調和技研社外監査役及び株式会社水上会計プラスサポート社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

#### ・社外取締役

|             | 出席状況、発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 川村 秀憲 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。主に北海道大学大学院教授としての見地から、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議、適宜助言、提言を行っております。 |

#### ・社外監査役

|              | 出席状況及び発言状況                                                           |
|--------------|----------------------------------------------------------------------|
| 社外監査役 吉田 周史  | 当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会12回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 社外監査役 長谷川 正和 | 当事業年度に開催された取締役会19回、監査役会12回の全てに出席いたしました。主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。   |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 清明監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要及び運用状況は以下のとおりであります。

### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 企業としての社会的信頼に応え、企業倫理・法令遵守の基本方針を明確にするため、取締役及び使用人が採るべき行動の規範を示した「コンプライアンスに関する方針」を制定し、代表取締役社長を中心として、繰り返しその精神を取締役及び使用人に伝えることで法令遵守があらゆる企業活動の前提であることを徹底する。

#### 【運用状況】

- ・「コンプライアンスに関する方針」は常に社内で閲覧できる状態にあり、機会ある毎に社内通知するとともに、当社ホームページを通して社外発信している。

- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

#### 【運用状況】

- ・取締役会での報告事項として、最低でも3ヶ月に1回以上各取締役が業務執行状況を報告するとともに、これにより他の取締役の職務執行状況を相互に監視・監督している。

- ③ 監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。

#### 【運用状況】

- ・常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や経営会議などの重要会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っている。取締役の職務執行については、「監査役監査基準」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めている。

- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し組織的に対応する。

#### 【運用状況】

- ・全従業員が「反社会的勢力対策規程」に従い、自主的に積極的に行動ができるように「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、社内教育研修を行うことにより周知徹底を図っている。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令、定款、社内規程等に基づき保存及び管理するとともに、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

### 【運用状況】

- ・取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報（文書又は電磁的記録）は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存及び管理を行っている。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 社内外の多様なリスクに対しリスク管理規程等の必要な規程類を整備し、知識向上を図るための研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。特に法令遵守、情報管理、災害対応などについてはそれぞれ規程、マニュアル等を制定し、周知徹底を図る。

### 【運用状況】

- ・有事の危機管理において、リスク第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築することができるように規程、マニュアル等の整備を随時行うとともに、従業員への周知徹底を図っている。
  - ・情報セキュリティ強化のため、ネットワークの社内網整備や情報保存媒体の使用制限を設けるなど、情報漏洩リスクの軽減に努めている。
- ② 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、内部監査規程に基づき定期的に業務監査を行い、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

### 【運用状況】

- ・内部監査室は、毎期、内部監査計画を策定し、各種監査を実施している。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 定例取締役会を月1回、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の業務執行状況の監督を行う。

### 【運用状況】

- ・当事業年度には、定例取締役会を月1回の計12回開催している。



- ② 取締役、監査役、執行役員及び部長が出席する経営会議を月1回開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

【運用状況】

・当事業年度には、経営会議を月1回の計12回開催している。

- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、職務権限規程及びその他の規程により、業務分担、職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

【運用状況】

・上記の社内規程に基づいて、グループ長、部長及びマネージャーが意思決定ルールに従い業務を分担し、職務執行を効率的に行っている。

- ④ 中期経営計画及び年度予算を策定し、その達成に向けて月次で予算管理を行うほか、主要な営業情報については、週次で進捗管理を行う。

【運用状況】

・月次、四半期及び年度の予算の達成状況は、内容に応じて、経営会議及び取締役会に付議又は報告され、多面的な検討を実施することで、経営目標の適切な達成管理を行っている。  
・主要な営業情報は、週次で作成する営業週報により進捗管理を行っている。

#### (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社には、現在子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はない。

【運用状況】

・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の監査の実効性を確保するため、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとする。

【運用状況】

・現在当該使用人は配置されていない。

- ② 監査役より監査役を補助することの要請を受けた場合、監査役を補助する使用人はその要請に関して取締役の指揮命令を受けない。

【運用状況】

・現在当該使用人は配置されていない。

## (7) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

### 【運用状況】

- ・現在当該使用人は配置されていない。

## (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制並びに報告した者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、重大な法令又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。この他、監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

### 【運用状況】

- ・監査役が取締役会及び経営会議等に参加することにより、取締役及び使用人等から必要な情報を得るほか、内部監査室の内部監査担当と監査役が定期的に会合し、必要な報告を実施している。
- ② 当社には、現在子会社は存在しないため、当社の子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制はない。

### 【運用状況】

- ・上記のとおり、当社には現在子会社は存在しないため、該当事項はない。
- ③ 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議のほか重要な会議に参加し、報告を受けることができる。

### 【運用状況】

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に参加し、報告を受けるとともに監査役の立場から積極的に発言をしている。
- ④ 監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

### 【運用状況】

- ・通報者保護を「公益通報者保護規程」に規定し、適切に運用している。
- ・上記規程は常に社内でも閲覧できる状態にある。

**(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、速やかに処理する。通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合には、監査役は担当役員に事前に通知するものとする。

**【運用状況】**

- ・必要に応じて費用の前払を行うなど、監査役の請求に従い会社法の定めに基づき適切に対応している。

**(10) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行う。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行う。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に代表取締役との間で意見交換の会合を実施している。また、必要に応じて当社の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行っている。

- ② 監査役は、取締役会、経営会議のほか必要に応じて重要な会議に出席する機会を確保する。

**【運用状況】**

- ・監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、監査役の立場から積極的に発言をしている。

- ③ 監査役は、内部監査担当者、外部監査人と情報・意見交換等を行うための会合を定期的に開催し、緊密な連携を図る。

**【運用状況】**

- ・監査役は、定期的に内部監査担当者、外部監査人との間で情報及び意見交換等の会合を実施し、緊密に連携を図っている。

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                | 負 債 の 部              |                |
|--------------------|----------------|----------------------|----------------|
| 科 目                | 金 額            | 科 目                  | 金 額            |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>461,709</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>254,957</b> |
| 現金及び預金             | 255,763        | 買掛金                  | 106,402        |
| 売掛金                | 155,827        | 1年内返済予定の長期借入金        | 54,734         |
| 仕掛品                | 13,329         | リース債務                | 642            |
| 前払費用               | 19,912         | 未払金                  | 52,321         |
| その他                | 16,876         | 未払費用                 | 5,008          |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>179,908</b> | 未払法人税等               | 11,026         |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>76,565</b>  | 未払消費税等               | 15,714         |
| 建物                 | 62,134         | 前受金                  | 1,501          |
| 工具、器具及び備品          | 13,070         | 預り金                  | 7,604          |
| リース資産              | 1,360          | <b>固 定 負 債</b>       | <b>60,615</b>  |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>35,029</b>  | 長期借入金                | 39,692         |
| 商標権                | 107            | リース債務                | 890            |
| ソフトウェア             | 34,921         | 繰延税金負債               | 2,064          |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>68,313</b>  | 資産除去債務               | 17,967         |
| 投資有価証券             | 45,650         | <b>負 債 合 計</b>       | <b>315,572</b> |
| その他                | 22,663         | <b>純 資 産 の 部</b>     |                |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>641,618</b> | <b>株 主 資 本</b>       | <b>321,721</b> |
|                    |                | 資本金                  | 212,928        |
|                    |                | 資本剰余金                | 62,928         |
|                    |                | 資本準備金                | 62,928         |
|                    |                | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>45,865</b>  |
|                    |                | 利益準備金                | 390            |
|                    |                | その他利益剰余金             | 45,475         |
|                    |                | 繰越利益剰余金              | 45,475         |
|                    |                | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>4,324</b>   |
|                    |                | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>326,045</b> |
|                    |                | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>641,618</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 1,455,568 |
| 売上原価         | 842,072   |
| 売上総利益        | 613,496   |
| 販売費及び一般管理費   | 558,537   |
| 営業利益         | 54,959    |
| 営業外収益        |           |
| 受取手数料        | 1,890     |
| その他          | 112       |
| 営業外費用        |           |
| 支払利息         | 714       |
| 経常利益         | 56,246    |
| 特別利益         |           |
| 新株予約権戻入益     | 107       |
| 特別損失         |           |
| 固定資産除却損      | 0         |
| 税引前当期純利益     | 56,353    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,408    |
| 法人税等調整額      | △388      |
| 当期純利益        | 44,333    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2022年 3 月 1 日から )  
( 2023年 2 月28日まで )

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本 |           |               |           |                                 |               | 株主資本<br>合 計 | 新株予約<br>権 | 純資産合<br>計 |
|-----------------------------|---------|-----------|---------------|-----------|---------------------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|
|                             | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |               | 利 益 剰 余 金 |                                 |               |             |           |           |
|                             |         | 資本準備<br>金 | 資本剰余<br>金 合 計 | 利益準備<br>金 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余<br>金 合 計 |             |           |           |
| 当 期 首 残 高                   | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | 1,141                           | 1,531         | 277,387     | 4,431     | 281,819   |
| 当 期 変 動 額                   |         |           |               |           |                                 |               |             |           |           |
| 当 期 純 利 益                   |         |           |               |           | 44,333                          | 44,333        | 44,333      |           | 44,333    |
| 株主資本以外<br>の項目の当期<br>変動額（純額） |         |           |               |           |                                 |               |             | △107      | △107      |
| 当 期 変 動 額 合 計               | －       | －         | －             | －         | 44,333                          | 44,333        | 44,333      | △107      | 44,226    |
| 当 期 末 残 高                   | 212,928 | 62,928    | 62,928        | 390       | 45,475                          | 45,865        | 321,721     | 4,324     | 326,045   |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① その他有価証券
  - ・市場価格のない株式等…移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
  - ・仕掛品…個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |       |
|-----------|-------|
| 建物        | 8～24年 |
| 工具、器具及び備品 | 2～10年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づいております。
- ③ リース資産…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。当事業年度においては、貸倒実績はなく、また、貸倒懸念債権等もないため、貸倒引当金を計上しておりません。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、顧客マーケティングに関するサービスを提供しており、主にCRM戦略策定から購買データ分析、クリエイティブ制作、テクノロジーやマーケティングオペレーションまでワンストップでのマーケティング支援を行っております。当該マーケティング支援においては、顧客との契約に基づいて財又はサービスを提供する履行義務を負っており、当該履行義務は、顧客に財又はサービスを提供し、顧客が検収した時点において、顧客が当該財又はサービスに対する支配を獲得し、充足されることから、当該時点で収益を認識しております。また、サービスには、顧客との契約に基づき一定期間提供されるサービスがあり、一定期間の契約の場合は、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて均等に収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から他の事業者を支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

取引の対価は、履行義務を充足してから主として2ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項記載すべき事項はありません。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、一部のシステム運用保守サービス取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から他の事業者を支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ同額減少しておりますが、影響は軽微であります。また、販売費及び一般管理費、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、並びに利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。



### 3. 会計上の見積りに関する注記

(繰延税金資産の回収可能性)

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額  
繰延税金資産（繰延税金負債と相殺前） 2,006千円
- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、一時差異等のスケジュールリングの結果、回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上し、当該資産の回収が不確実と考えられる部分に対して評価性引当額を計上しております。回収可能性の判断においては、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると考えられる範囲で繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上額は、取締役会で承認された来期予算を基礎に課税所得を見積り、将来の回収スケジュールリングの結果により算定しております。

来期予算については、過去の実績及び新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の事業活動への影響は限定的なものであるとの仮定をもとに現在見込まれる経済状況を考慮して作成しており、その主要な仮定は売上高及び営業利益であります。

将来の課税所得見込額はその時の業績等により変動するため、課税所得の見積りに影響を与える要因が発生した場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

### 4. 追加情報

(新型コロナウイルス感染症の拡大による会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症については、いまだに収束時期を正確に予測することは困難な状況であります。withコロナに向けて新型コロナウイルス感染症への対応と社会経済活動の両立化が進められており、経済活動については緩やかに回復しつつある状況であります。

このような状況下から、新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の事業活動への影響は限定的なものであると仮定して、繰延税金資産の回収可能性の判断等会計上の見積りを行っております。

### 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 71,227千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 普通株式  | 720,000            | —                  | —                  | 720,000           |

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与 7,736千円

未払事業税 1,196千円

未払費用 1,592千円

減価償却費 321千円

税務上の繰延資産 527千円

資産除去債務 5,464千円

前受金 262千円

研究開発費 651千円

繰越欠損金 49,514千円

繰延税金資産小計 67,267千円

評価性引当額 △65,261千円

繰延税金資産合計 2,006千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用 △4,038千円

その他 △33千円

繰延税金負債合計 △4,071千円

繰延税金負債の純額 △2,064千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に対する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画等に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

##### i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ii. 負債

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

##### iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、コーポレート部門が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

#### ⑤ 信用リスクの集中

当事業年度の決算日における営業債権のうち49.2%が大口顧客5社に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

|                | 貸借対照表計上額 (千円) | 時 価 (千円) | 差 額 (千円) |
|----------------|---------------|----------|----------|
| 長 期 借 入 金 (※2) | 94,426        | 94,024   | 401      |
| 負 債 計          | 94,426        | 94,024   | 401      |

(※1) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

| 区 分    | 当事業年度 (千円) |
|--------|------------|
| 投資有価証券 | 45,650     |

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|             | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|-------------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 現 金 及 び 預 金 | 255,763   | —            | —             | —         |
| 売 掛 金       | 155,827   | —            | —             | —         |
| 合 計         | 411,591   | —            | —             | —         |

2. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|           | 1年以内 (千円) | 1年超2年以内 (千円) | 2年超3年以内 (千円) | 3年超4年以内 (千円) | 4年超5年以内 (千円) | 5年超 (千円) |
|-----------|-----------|--------------|--------------|--------------|--------------|----------|
| 長 期 借 入 金 | 54,734    | 30,084       | 9,608        | —            | —            | —        |
| 合 計       | 54,734    | 30,084       | 9,608        | —            | —            | —        |

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ  
 所属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

- ① 時価で貸借対照表に計上している金融商品  
 当事業年度（2023年2月28日）  
 該当事項はありません。
- ② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 当事業年度（2023年2月28日）

| 区 分       | 時 価 (千円) |        |      |        |
|-----------|----------|--------|------|--------|
|           | レベル1     | レベル2   | レベル3 | 合 計    |
| 長 期 借 入 金 | —        | 94,024 | —    | 94,024 |
| 負 債 計     | —        | 94,024 | —    | 94,024 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた  
 現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

| 種類         | 会社等<br>の名称            | 議 決 権 等 の<br>所 有 ( 被 所<br>有 ) 割 合<br>(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取 引 内 容             | 取 引 金 額<br>(千円) | 科 目  | 期末残高<br>(千円) |
|------------|-----------------------|------------------------------------------|---------------|---------------------|-----------------|------|--------------|
| 関 連<br>会 社 | 株式会社<br>調和技研<br>(注) 1 | 所有<br>直接13.9%                            | 役員の兼任         | アドバイザー料<br>の受取(注) 2 | 300             | 未収入金 | —            |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 2022年3月31日付けで、同社が第三者割当増資を行ったことにより、関連会社ではなくなっております。このため、取引金額は関連当事者に該当する期間の取引金額を記載しております。
2. アドバイザリー料については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益をサービス別に分解した情報

|               | 当事業年度       |
|---------------|-------------|
| CRM支援分野       | 1,132,440千円 |
| サービス運営支援分野    | 314,002千円   |
| 教育支援分野        | 9,125千円     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 1,455,568千円 |
| その他の収益        | －千円         |
| 外部顧客への売上高     | 1,455,568千円 |

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

|               | 当事業年度     |           |
|---------------|-----------|-----------|
|               | 期首残高      | 期末残高      |
| 顧客との取引から生じた債権 | 159,075千円 | 155,827千円 |
| 契約負債          | 4,091千円   | 1,501千円   |

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表において「売掛金」として表示しております。

契約負債は、顧客から受け取った「前受金」であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益額のうち、期首の契約負債残高に含まれていた額は、4,091千円でありま

す。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額           | 446円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益金額        | 61円57銭  |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 61円38銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月20日

フュージョン株式会社  
取締役会 御中

清明監査法人

北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 北 倉 隆 一  
業 務 執 行 社 員指 定 社 員 公認会計士 島 貫 幸 治  
業 務 執 行 社 員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フュージョン株式会社の2022年3月1日から2023年2月28日までの第32期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第32期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会において承認された内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月21日

フュージョン株式会社 監査役会

常勤監査役 岡 島 敬 ⑩

社外監査役 吉 田 周 史 ⑩

社外監査役 長谷川 正 和 ⑩

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場 札幌市中央区北四条西四丁目  
札幌国際ビル 8階 A会議室

